

## 福井県告示第521号

福井県立病院整備事業第2期給排水工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格については、建設工事の請負契約等に係る競争入札の参加者の資格等（平成10年福井県告示749号）の規定は適用せず、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき、別にこの工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたので、同条第2項の規定により、その基本となるべき事項および当該資格の審査の申請の時期、方法等を次のとおり公示する

平成16年8月20日

福井県知事 西川 一誠

### 1 一般競争入札に付する事項

#### (1) 工事名

福井県立病院整備事業第2期給排水工事

#### (2) 工事場所

福井県福井市四ツ井2丁目地係

#### (3) 建築概要

##### ア 建築物の用途

病院（病棟）

##### イ 建築物の構造および階数

鉄筋コンクリート造、地下1階、地上4階

##### ウ 建築物の規模

延べ面積 16,018m<sup>2</sup>

##### エ 解体工事面積

42,195m<sup>2</sup>

#### (4) 工事概要

給排水設備、衛生器具設備、給湯設備、消火設備、融雪設備、医療ガス設備等一式

### 2 この工事に係る一般競争入札に共同企業体として参加する者に必要な資格（以下「特定建設工事入札参加資格」という。）の審査を申請することができる者

特定建設工事入札参加資格の審査を申請することができる者は、次の条件のすべてを満たす共同企業体とする。

(1) この工事を共同して請け負うことを目的として、福井県内に主たる営業所（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の営業所のうち同項の許可に係る営業所をいう。）を有する3の建設業者（法第2条第3項に規定する建設業者をいう。以下同じ。）により結成された共同企業体であること。

(2) 共同企業体の構成員が、次の要件のすべてを満たしていること。

ア 現に、福井県の競争入札参加資格について管工事のA等級に決定されていること（会社更生法（昭和27年法律第72号）に基づき更生開始の申立てがなされている者または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、福井県が別に定める手続

きに基づく競争入札参加資格の再認定を受けていること。)。

- イ 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出期間の末日において、法第3条第1項の許可を受けてから3年以上継続して建設業を営んでいること。
- ウ この工事の請負契約に係る一般競争入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員でないこと。
- エ 共同企業体への出資の比率が、いずれも20%以上であること。
- オ 申請書の提出期間の末日において、「福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止または指名除外期間中でないこと。
- カ 申請書の提出期間の末日において、建設業退職金共済制度、中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度のいずれかに加入していること。または、退職一時金制度を有していること。
- キ 申請書の提出期間の末日において、会社更生法に基づき更正手続き開始の申立てがなされている者（アの再認定を受けた者を除く。）でないこと。その他経営不振に陥ったと明らかに認められる等、この入札に参加するのにふさわしくないと認められる者でないこと。
- ク 法第26条第1項に規定する主任技術者または同条第2項に規定する監理技術者で、国家資格を有する者をこの工事の現場に専任で配置できること。ただし、この工事に関する入札公告において定める基準を満たしている者であること。

- (3) 共同企業体の代表者は、共同企業体への出資の比率が構成員中最大であること。
- (4) 共同企業体の代表者は、平成6年以降において、元請または共同企業体の代表者として、延べ面積6,000m<sup>2</sup>以上の建築物に関する給排水工事を施工した実績を有すること。
- (5) 共同企業体の代表者以外の構成員は、平成6年以降において、元請、共同企業体の代表者または構成員として、延べ面積1,000m<sup>2</sup>以上の建築物に関する管工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

### 3 特定建設工事入札参加資格の審査の申請手続き

特定建設工事入札参加資格の審査を受けようとするものは、次により申請すること。

#### (1) 提出書類

- ア 申請書
- イ 経営規模等総括表
- ウ 共同企業体の構成員の経営事項審査結果通知書（法第27条の23第1項の審査の結果についての法第27条の27第1項の規定による通知の文書をいい、平成13年10月1日から平成14年9月30日までの間の日を基準日とする経営事項審査に係るもの。）の写し
- エ 共同企業体協定書

オ 工事経歴書

カ 技術職員名簿

(2) 申請書等の用紙の交付期間および交付場所

ア 交付期間

平成16年8月20日（金）から9月3日（金）まで（土曜日および日曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

福井県福井市四ツ井2丁目8-1

福井県立病院建設室

(3) 提出書類の受付期間等

ア 受付期間

申請書等の用紙の交付期間と同じとする。

イ 受付場所

申請書等の用紙の交付場所と同じとする。

ウ 提出方法

持参して提出するものとし、郵送または電送による提出は認めない。

エ 提出部数

正1部 副1部

4 特定建設工事入札参加資格の有無および格付けの決定

特定建設工事入札参加資格の審査の申請をした者の特定建設工事入札参加資格の有無および格付けは、建設工事の請負契約等に係る競争入札の参加者の資格等（平成10年福井県告示第749号）の6の規定の例により決定するものとする。

なお、特定建設工事入札参加資格の有無および格付けを受けた者であっても、申請書提出後入札までに、共同企業体の構成員について指名停止または指名除外を受けた者等、この入札に参加するのにふさわしくないと認められる場合には、特定工事入札参加資格および格付けの決定を取り消すことがある。

5 特定建設工事入札参加資格の有効期間

特定建設工事入札参加資格の有無および格付けの決定は、この工事の請負契約に係る一般競争入札についてのみ有効とし、この工事を落札した共同企業体についてはこの工事が完了し、当該共同企業体の清算が完了した日に、その他の共同企業体についてはこの工事の請負契約が締結された日に効力を失うものとする。

6 その他

特定工事入札参加資格の審査について不明な点があれば、福井県土木部土木管理課（電話 0776-20-0470）に照会すること。

福井県立病院整備事業第2期給排水工事について、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成16年8月20日

福井県知事 西川 一誠

1 一般競争入札に付する事項

(1) 工事名

福井県立病院整備事業第2期給排水工事

(2) 工事場所

福井県福井市四ツ井2丁目地係

(3) 建設事概要

ア 建築物の用途

病院（病棟）

イ 建築物の構造および階数

鉄筋コンクリート造、地下1階、地上4階

ウ 建築物の規模

延べ面積 16,018 m<sup>2</sup>

エ 解体工事面積

42,195 m<sup>2</sup>

(4) 工事概要

給排水設備、衛生器具設備、給湯設備、消火設備、融雪設備、医療ガス設備等一式

(5) 工期

平成19年2月28日まで

(6) 設計額

478,815,000円（消費税および地方消費税相当分を除く。）

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加することのできる者は、知事が行う資格審査により競争入札参加資格を有すると決定された共同企業体で、次の(1)から(5)に掲げる条件をすべて満たし、かつ、資格の確認（この入札に係る参加資格について知事が行う審査による確認をいう。以下同じ。）を受けた者とする。

(1) 福井県の競争入札参加資格について管工事のA等級の資格を有すると決定された共同企業体であること。

(2) 次のアからカの要件を満たす3の建設業者（建設業法（昭和24年法律100号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する建設業者をいう。以下同じ。）により構成された共同企業体であること。

ア 入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期間の末日において、

福井県の競争入札参加資格について管工事のA等級の資格を有すると決定されている者であること（会社更生法（昭和27年法律第72号）に基づき更生開始の申立てがなされている者または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、福井県が別に定める手続きに基づく競争入札参加資格の再認定を受けていること。）。

- イ 申請書の提出期間の末日において、地方自治法施行令第167条の4に規定する者でないこと。
- ウ 申請書の提出期間の末日において、「福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止または指名除外期間中でないこと。
- エ 申請書の提出期間の末日において、建設業退職金共済制度、中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度のいずれかに加入していること。または、退職一時金制度を有していること。
- オ 申請書の提出期間の末日において、会社更生法に基づき更正手続き開始の申立てがなされている者（アの再認定を受けた者を除く。）でないこと。その他経営不振に陥ったと明らかに認められる等、この入札に参加するのにふさわしくないと認められる者でないこと。
- カ 福井県内に主たる営業所（法第3条第1項の営業所のうち同項の許可に係る営業所をいう。）を有する者であること。

- (3) 共同企業体の代表者は、平成6年以降において、元請または共同企業体の代表者として、延べ面積6,000m<sup>2</sup>以上の建築物に関する給排水工事を施工した実績を有すること。
- (4) 共同企業体の代表者以外の構成員は、平成6年以降において、元請、共同企業体の代表者または構成員として、延べ面積1,000m<sup>2</sup>以上の建築物に関する管工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
- (5) 次に規定する条件に該当する監理技術者（監理技術者資格者証を有するものに限る。）または主任技術者（以下「監理技術者等」という。）をこの入札に係る工事の現場に専任で配置することができる者であること。
  - ア 一級管工事施工管理技師または技術士の資格を有する者であること。
  - イ 平成6年以降において、監理技術者等として、(3)に掲げる建築物の給排水工事の施工経験を有する者であること。

### 3 資格の確認に関する事項

#### (1) 申請手続等

この入札に参加しようとする者は、平成16年9月3日（金）までに、申請書（様式第1号）に入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）を添えて知事に申請し、

資格の確認を受けなければならない。なお、開札までに資格の確認を受けることができなかつた者は、この入札に参加することができない。

(2) 資料の作成要領

資料は、アについては様式第2号、イについては様式第3号により作成すること。

ア 2(3)および(4)に定める建築物の給排水工事および管工事を施工した実績

イ 配置予定の監理技術者等および現場代理人等の資格、経歴、経験（監理技術者等にあっては、2(3)に定める建築物の給排水工事を施工した実績における監理技術者等としての経験）等

(3) 申請書および資料（以下「申請書等」という。）の提出期間等

ア 提出期間

平成16年8月20日（金）から9月3日（金）まで（土曜日および日曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 提出場所

福井県福井市四ツ井2丁目8-1

福井県立病院建設室

電話 0776-57-2965

ウ 提出方法

持参して提出するものとし、郵送または電送による提出は認めない。

エ 提出部数

正1部 副1部

(4) 資格の確認の結果の通知

資格の確認の結果は、申請書等を提出した者に対し、書面により通知する。

(5) 資格の確認を受けることができなかつた者に対する理由の説明

ア 資格の確認を受けることができなかつた者は、書面により、その理由について説明を求めることができる。この場合においては、平成16年9月24日（金）午後4時までに、説明を求める旨を記載した書面を申請書等の提出場所に提出しなければならない。

イ アの書面は、持参して提出するものとし、郵送または電送による提出は認めない。

ウ 県は、アの書面の提出があったときは、当該書面を提出した者に対し、平成16年10月4日（月）までに、書面により回答する。

4 入札説明書の交付等に関する事項

(1) 入札説明書（主な図面の写し、現場説明書、契約書案および工事入札心得を含む。以下同じ。）の交付場所、契約条項を示す場所、契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地ならびにこの入札に関する問い合わせ先

〒910-8526

福井県福井市四ツ井2丁目8-1

福井県立病院建設室

電話 0776-57-2965

(2) 入札説明書の交付期間

平成16年8月20日（金）から9月3日（金）まで（土曜日および日曜日を除く。）  
の午前9時から午後4時まで

(3) 設計図書等の有償による交付

申請書等を提出した者は、申請書等を提出後、資格の確認を受けた場合に限り、有  
償でこの入札に係る工事の設計書および図面の全部の写しの交付を受けることでき  
る。

(4) 入札説明書に関する質問

ア 入札説明書に関する質問がある場合には、質問事項を記載した書面を次により提  
出すること。

(ア) 提出期間

平成16年8月20日（金）から10月5日（火）まで（土曜日、日曜日およ  
び休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定す  
る休日をいう。以下同じ。）を除く。）の午前9時から午後4時まで

(イ) 提出場所

入札説明書の交付場所と同じとする。

(ウ) 提出方法

持参して、または郵送により提出するものとし、電送によるものは認めない。

イ 県は、アの書面の提出があったときは、当該書面を提出した者に対し、速やかに、  
書面により回答するものとする。

なお、質問の内容については、次のとおり閲覧に供する。

(エ) 閲覧期間

平成16年8月23日（月）から10月13日（水）まで（土曜日、日曜日およ  
び休日を除く。）の午前9時から午後4時まで

(オ) 閲覧場所

入札説明書の交付場所と同じとする。

5 入札の日時および場所ならびに入札書の提出に関する事項

(1) 日時

平成16年10月14日（木）午後1時10分

(2) 場所

福井県福井市四ツ井2丁目8-1

福井県立病院講堂（本棟3階）

(3) 提出方法

入札書は、入札の日時に入札の場所へ持参して提出するものとし、郵送、電報および電送による入札書の提出は認めない。

(4) その他

入札書を提出する際には、3(4)による資格の確認の結果に係る通知書の写しを提示すること。

6 入札方法等

(1) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札回数は2回を限度とする。

7 工事費内訳書の提示

- (1) 入札参加者は、第1回の入札に際し、当該入札に係る入札書に記載された金額に対応する工事費内訳書を提示しなければならない。
- (2) 工事費内訳書には、数量、単価および金額を記載すること。
- (3) 工事費内訳書は、担当者が確認の後、返却するものとする。
- (4) 工事費内訳書は、参考図書として提示を求めるものであり、この入札およびこの入札に係る契約上の権利義務を生じさせるものではない。

8 入札保証金および契約保証金に関する事項

入札保証金は見積もった契約希望金額（消費税および地方消費税を含む。）の100分の5以上と、契約保証金は契約金額（消費税および地方消費税を含む。）の100分の10以上とし、福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）の規定により納付すること。

9 入札の無効に関する事項

福井県財務規則第151条に定めるほか、この入札に参加する者に必要な資格のない者、当該資格の有無に係る審査の申請において虚偽の申請を行った者ならびに現場説明書において示した条件に違反した者のした入札は無効とする。

なお、確認を受けた者であっても、申請書提出後入札までに、共同企業体の構成員について指名停止または指名除外を受けた者等、この入札に参加するのにふさわしくないと認められる者のした入札は無効とする。

10 落札者の決定方法

この入札に係る工事の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格により工事を施工することとした場合において、当該価格ではこの入札に係る工事の契約の内容に適合した

工事が行われないおそれがあると認められるとき、またはその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした他の者のうち、最低の価格をもつて申し込みをした者を落札者とする。

**11 契約書作成の要否**

要

**12 契約条件**

この入札に係る工事の契約は、別に提示する契約書案および福井県工事請負契約約款（平成8年福井県告示第436号）による。

**13 配置予定技術者の確認**

本工事の落札者決定後、落札価格が500万円以上となった場合には、契約前に3(1)で申請された配置予定技術者について、専任制等の確認を行う。

この確認の結果、当該工事現場に技術者が適正に配置できない場合には、工事入札心得第14の規定に基づき、契約をしないことがある。

当該入札参加申請に当たっては、実際に配置を予定している技術者について申請すること。

**14 支払条件**

- (1) 請負代金は、平成17年度から平成18年度までの年度ごとに分割して支払う。
- (2) 前払金額は、請負代金額の100分の40以内の額とする。ただし、年割計算とする。

**15 その他**

- (1) 入札参加者は、工事入札心得、契約書案および福井県工事請負契約約款を熟読し、遵守すること。
- (2) その他不明な点があれば、福井県立病院建設室（電話 0776-57-2965）に照会すること。